

ライフステージごとの支援

		支援内容	お問い合わせ先
生活の変化	喫緊の問題解決	●離婚相談・養育相談	福祉事務所 子育て支援係[No.1] 男女共同参画センター[No.2]、市政情報相談課[No.3] 母子家庭等就業・自立支援センター[No.4]
	生活基盤確保	●母子生活支援施設の入所 ●公営住宅の申し込み ●児童扶養手当などの申請 ●ひとり親家庭医療費 などの助成制度の申請	福祉事務所 子育て支援係[No.1] 住宅政策課[No.5]、大阪府住宅供給公社[No.6] 国民年金課[No.7] 医療助成課[No.8]
新たな生活を築き始める時期	子育て支援	●保育所への入所申し込み	福祉事務所 子育て支援係[No.1]
		●留守家庭児童育成事業	青少年スポーツ室[No.9]
		●日常生活支援事業（ヘルパーの派遣）	こども家庭課[No.10]
		●ファミリー・サポート・センター事業	ファミリーサポートセンター[No.11]
		●子育て短期支援事業	子育て支援課[No.12]
		●病児・病後児保育事業	子育て支援課[No.12]
		●市や母子寡婦福祉団体の交流会	こども家庭課[No.10]
		●奨学金・学費免除の利用	学事課[No.13]、大阪府育英会[No.14] 在学する学校の奨学金担当係
	●子育て相談	福祉事務所 子育て支援係[No.1]、保健センター[No.15] 保育所[No.16]、子育て支援センター[No.17] ※	
	就業支援	●就業相談、求人情報	母子家庭等就業・自立支援センター[No.4]
		●就業支援講習会	ハローワーク[No.18]、就労支援センター[No.19]
●資格・技能習得の経済的支援		こども家庭課[No.10]	
生活のリズムが整った時期	●プログラム策定事業	福祉事務所 子育て支援係[No.1]	
	●母子寡婦福祉資金の貸付	福祉事務所 子育て支援係[No.1]	
	●日常生活支援事業（ヘルパーの派遣）	こども家庭課[No.10]	
	●市や母子寡婦福祉団体の交流会	こども家庭課[No.10]	
緊急時の支援	●女性のドメスティック・バイオレンス被害対策	福祉事務所 子育て支援係[No.1] 男女共同参画センター[No.2]	
	●病気になったときの経済的、生活支援	福祉事務所 子育て支援係[No.1]	

No.	お問い合わせ先	電話番号	No.	お問い合わせ先	電話番号	No.	お問い合わせ先	電話番号
	東福祉事務所	072-988-6619	8	医療助成課	06-4309-3166	16	保育所	(各保育所へ)
1	中福祉事務所	072-960-9274	9	青少年スポーツ室	06-4309-3281		旭町子育て支援センター	072-980-8871
	西福祉事務所	06-6784-7982	10	こども家庭課	06-4309-3194		鴻池子育て支援センター	06-6748-8252
2	男女共同参画センター	072-960-9206	11	ファミリーサポートセンター	06-6785-2625	17	長瀬子育て支援センター	06-6728-1800
3	市政情報相談課	06-4309-3104	12	子育て支援課	06-4309-3302		荒本子育て支援センター	06-6788-1055
4	母子家庭等就業・自立支援センター	06-6762-9498	13	学事課	06-4309-3272	18	ハローワーク布施	06-6782-4221
5	住宅政策課	06-4309-3231	14	大阪府育英会	06-6357-6272		永和就労支援センター	06-6788-4580
6	大阪府住宅供給公社	06-6203-5518	15	東保健センター	072-982-2603	19	意岐部就労支援センター	06-6784-5811
7	国民年金課	06-4309-3165		中保健センター	072-965-6411		長瀬就労支援センター	06-6727-1920
				西保健センター	06-6788-0085	※	休日夜間子育て相談ダイヤル	072-961-0178

子どもからの相談

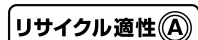
いじめ・悩み 110 番＜子ども専用＞・・・電話番号：06-6732-0110（教育センター）
 子どもの悩み相談フリーダイヤル＜子ども専用＞・・・電話番号：0120-7285-25（大阪府）



第二次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画 概要版

発行：東大阪市健康福祉局福祉部
 〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号
 TEL：06-4309-3194
 発行年月：平成 23（2011）年 3 月

この冊子の内容は平成 23 年 3 月時点のものです。今後、制度等の変更が生じる場合があります。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

概要版

第二次 東大阪市 ひとり親家庭 自立促進計画

ひとり親家庭の一人ひとりが
安心して暮らせ
子育ての喜びが実感できるまち

ひとり親家庭が社会の一員であり、その誰もが自らの力を発揮して、希望をもってしあわせな生活を送ることができる社会づくりを進めます。また、ひとり親家庭の親が仕事と家庭のバランスのとれた生活を送り、共に子どもを育むことのできるまちをめざします。

- きめ細やかな福祉サービスを提供し、ひとり親家庭の自立を支援するしくみづくりを進めます。
- ひとり親家庭の子どもが安心して、自分らしくいられるよう、生活環境を整備します。
- ひとり親家庭であることが不利にならない社会を実現するため、社会に働きかけます。

東大阪市



第二次東大阪市 ひとり親家庭自立促進計画

「ひとり親家庭自立促進計画」とは

母子家庭や寡婦、父子家庭の、いわゆるひとり親家庭を取り巻く環境は、近年の経済情勢の悪化にともない、従来にも増して厳しい状況下にあります。ひとり親家庭が増えている中で、

ひとり親家庭の自立促進を図りながら、子どもたちの健全な成長を確保することが重要な課題となっています。

第二次計画では第一次計画での自立支援策を引き継ぎ、特に就業支援や相談機能を強化し、6つの施策の方向を柱に推進していきます。

具体的な自立支援プログラム

施策の方向

1

就業の支援

自立した生活を送ることができるよう、きめ細やかな支援を行います。関係団体等との連携を進め、就業面での支援体制を更に充実させます。

①安定した就業に向けた能力の開発

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 就労支援講習会の実施
- ハローワークなどが実施するセミナーや講習会の情報提供の充実
- 母子家庭自立支援教育訓練給付金事業の実施
- 高等技能訓練促進費事業の実施

②ひとり親家庭の母親、父親、寡婦の雇入れの促進

- 若年者等トライアル雇用支援金の活用促進
- 雇入れの促進
- 公共施設などにおける母子家庭の母親などの雇用の促進
- プログラム策定事業の実施

③就業の促進に対する総合的サポートの推進

- ハローワークなどの関係機関との連携強化
- ワークサポート事業の実施
- 子育てと仕事の両立を可能にする雇用環境の整備
- 優良社会貢献事業所表彰

施策の方向

2

子育てや生活面の支援

子育て支援施策の充実や家事などの生活支援を行います。また、気軽に相談できる場や居場所の確保など、子どもへの支援の充実を図ります。

①保育サービスの充実

- 保育所への優先入所
- 延長保育事業の充実
- 一時保育促進（一時預かり）事業の拡充
- 病児・病後児保育事業の充実
- 留守家庭児童育成クラブの充実

②家庭での養育を支えるサービスの充実

- 日常生活支援事業の充実
- ファミリー・サポート・センター事業の実施
- 子育て短期支援事業の実施
- 小地域ネットワーク活動事業の充実

③子ども自身へのサポート

- 留守家庭児童育成クラブの充実
- スクールカウンセラーの活用
- スクールソーシャルワーカーの活用
- 子ども専用電話相談の実施

④母子生活支援施設を利用した生活支援、自立支援の充実

- 母子生活支援施設のあり方の検討

⑤住宅の確保に向けた支援の充実

- 福祉世帯向け募集の検討

施策の方向

3

養育費確保の促進

養育費を確保できるよう、相談体制を整えるとともに、養育費の支払いは親の責務であることの普及啓発を行います。

①養育費の取り決めの推進

- 法律相談の実施
- 養育費取得に関する情報提供
- 母子家庭等就業・自立センター事業としての養育費相談の実施

②養育費に関する啓発の推進

- 養育費確保に関する広報・啓発の実施

施策の方向

4

経済的な支援

生活基盤や経済的基盤の安定を図るため、児童扶養手当や母子寡婦福祉資金貸付などによる経済的支援を推進します。

①基本的な生活への支援

- 児童扶養手当
- 子ども手当
- ひとり親家庭医療費の助成

②生活の向上と安定のための貸付

- 母子寡婦福祉資金の貸付

③各種経済的支援策に関する情報提供の充実

- 経済的支援策に関する情報の周知徹底

施策の方向

5

相談機能や情報提供の充実

あらゆる相談に対応できる相談体制の充実を図ります。また、支援制度・サービスが利用しやすいよう、情報提供を行います。

①情報提供の充実

- 相談窓口の周知徹底
- 情報コーナーの設置の検討

②相談機能の充実と連携

- 母子自立支援員による相談活動の推進
- 各種相談機関の機能充実と連携の強化
- 地域における相談機能の充実

③相談にあたる者の資質の確保とその向上

- 相談にかかわる者に対する研修などの充実

施策の方向

6

母子寡婦福祉団体等との連携強化

母子寡婦福祉団体や関係機関との連携を強化するとともに、市民活動団体、民間企業などに対し、ひとり親家庭への理解と協力を求めるなど、相互の連携に努めながら施策を展開していきます。

①母子寡婦福祉団体との連携強化、団体活動への支援

- 母子寡婦福祉団体への優先的な事業発注の推進
- 母子寡婦福祉団体の活動への支援と連携

②関係機関の連携

- 関係機関の連携強化

③当事者間の交流への支援

- ひとり親家庭の交流の支援や自助グループの育成

就業支援事業の流れ

就業を希望するひとり親家庭

相談窓口

福祉事務所

労働雇用政策室
就労支援センター

母子家庭等就業
・自立支援センター

就業支援メニュー

母子寡婦福祉資金
母子家庭自立支援給付金事業
プログラム策定事業

地域就労支援事業

相談・講習会
求人情報提供
職業紹介 など

ハローワーク

就職・転職

相談・支援に関する連携図

ハローワーク

職業紹介
職業相談
各種セミナー
など

就労支援センター

就労相談
就労支援講習会
など

東・中・西
福祉事務所

ひとり親家庭の相談
家庭児童相談
母子寡婦
福祉資金の貸付
保育所の入所

地域

ひとり親家庭

◎コミュニティ
ソーシャルワーカー

- 民生委員・児童委員
主任児童委員
- 母子福祉推進委員

- 社会福祉協議会
- 母子寡婦福祉会
- 市民活動団体

男女共同参画センター
・イコラーム

女性のための相談
電話相談・面接相談
・法律相談
労働相談・多言語相談

市役所

こども家庭課・子育て支援課
・保育課・保健センター
・医療助成課・国民年金課

児童扶養手当の支給
医療費助成、一時保育
教育訓練給付金
子どもの健康・子育て相談など